

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な人に対する

## 町税などにおける猶予制度

### 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度を受けられる場合があります。申請に当たっては、納期限等をご確認のうえ、お早めに収納課窓口へご相談ください。

(1) 財産に相当な損失が生じた場合

例) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄した

(2) ご本人またはご家族が病気にかかった場合

例) 納税者ご本人または生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した

(3) 事業を廃止し、または休止した場合

例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置により、やむを得ず休廃業をした

(4) 事業に著しい損失を受けた場合

例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により利益が減少し、著しい損失を受けた

### 徴収猶予の特例を受けられた人へ

現在、徴収猶予の特例を受けている人は、猶予の期限をご確認願います。

猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますので、猶予期限までにお早めに収納課窓口へご相談ください。

音更町